苫小牧法務総合庁舎整備等事業概要

苫小牧法務総合庁舎整備等事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(以下「PFI法」という。)の規定に基づき、平成16年1月、実施方針を公表し、同年3月、PFI法第6条の規定に基づき、特定事業として選定しました。

その後、16年6月に入札公告を行い、外部有識者等による事業提案の審査を行い、総合評価落札方式により10月21日に落札者を決定し、12月20日に事業契約を締結しました。

事業場所 苫小牧市旭町3丁目5番5

期 間 平成16年12月21日~平成31年3月31日(15年間)

平成16年12月21日~平成18年9月30日(設計、建設工事期間) 平成18年10月1日~平成31年3月31日(維持管理期間)

事業内容

PFI事業 (BTO 方式) により、苫小牧法務総合庁舎の設計、建設及び工事監理を行い、当該施設の完成・引渡後に、維持管理に関する業務を行う。

• 対象公共施設 广舎

· 入居予定官署 札幌地方検察庁苫小牧支部 札幌法務局苫小牧支局

・規模・構造 鉄筋コンケリート造 4 階建て 約 3.500 m²

• 敷 地 面 積 3,198.82 ㎡

発 注 者 国土交通省 北海道開発局

事 業 者 ㈱苫小牧法務総合庁舎PFI

代表企業:岩倉建設㈱

構 成 員:㈱きんでん北海道支社、新菱冷熱工業㈱北海道支店

㈱INA新建築研究所札幌支店、㈱東洋実業

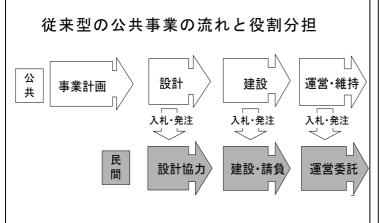
※PFI事業

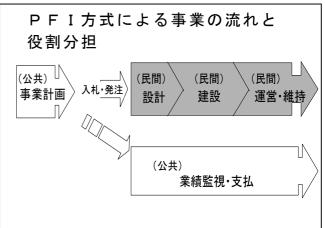
PFI事業は、公共性のある事業を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するもの。

※BTO方式

民間事業者が施設の設計、建設を行い、施設建設後は、公共が当該施設の所有権を有する。また、契約期間中は、民間事業者が施設の維持管理・運営等を行い、資金を回収する方式。

PFI事業の概要





PFI の 5 原則

- 公共性原則
- 民間経営資源活用原則
- 効率性原則
- 公平性原則
- 透明性原則

PFI の3主義

- ・客観主義
- 契約主義
- 独立主義

施設のイメージ



本図は、事業提案時に提出されたものであり、実際の建築イメージとは異なる場合があります。